News Release



令 和 5 年 9 月 2 5 日 経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見 聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた一般ガス 導管事業の供給区域の変更の許可について審査を行い、許可することに異存ない 旨回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般ガス導管事業者は、供給区域の変更を行おうとするときは、ガス事業法第40条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、西部瓦斯株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び東京ガスネットワーク株式会社からの供給区域の変更許可申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から評価した結果、許可することに異存ない旨回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

- ① 供給区域の変更の許可について(回答・西部株式会社)
- ② 供給区域の変更の許可について(回答・大阪ガスネットワーク株式会社)
- ③ 供給区域の変更の許可について(回答・東京ガスネットワーク株式会社)

(本発表資料のお問い合わせ先) 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課長 鍋島

担当者:石井

電 話:03-3501-1585(直通)